

平成22年12月
農林水産省

公共サービス改革法に基づく「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査業務」の落札者決定に伴う契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づく民間競争入札を行った「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査業務」については、平成22年10月25日に開札を行い、落札者を決定し、次のとおり契約を締結したので公表します。

1 契約の相手方の住所、名称及び代表者

東京都目黒区下目黒3-9-13 目黒・炭やビル
財団法人 農林統計協会
会長 岩崎 充利

2 契約金額

18,900,000円(税込)

3 木材流通統計調査のうち木材価格統計調査に係る委託業務内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 委託業務の内容

実査準備(調査関係用品の印刷、調査客体への翌年の調査の連絡・協力確認等)、実査(調査関係用品の配付、オンライン調査システムの回答者情報登録、調査客体からの問い合わせ・苦情等への対応、調査票の回収・督促等)、審査(調査票の内容審査、調査客体への疑義照会等)、調査票データの電子化(調査票の内容の入力、データチェックの処理)、集計(調査票データの集計、第1報の統計表の作成、審査(地域別・調査品目別に相互関係及び変動傾向の検討を含む。))、調査客体への謝礼支給

(2) 業務の実施に当たり確保されるべき質

ア 本業務の実施に当たり、農林水産省と調整した上で、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。

イ 照会対応業務においては、民間事業者が作成した問い合わせ・苦情等対応マニュアルに沿って対応すること。

ウ 本調査は、正確な価格変動を把握するため、調査客体を任意に選定し、調査客体の調査への協力を得て、可能な限り固定している。このことから調査票の回収率は、一連の業務(督促業務等)を通じ、100パーセントを達成すること。

なお、毎月20日時点で回収状況を確認し、100パーセントの達成が困難な場合(調査客体の突発的な事情等により調査票が回収不能となっている場合など)には、農林水産省の指示を仰ぐこと。

エ 調査票、都道府県別結果表及び第1報の統計表の審査・検討については、集計した結果について審査、集計、検討事項一覧表の審査・検討項目すべてについて行うこと。

なお、調査票及び統計表の検証については、民間事業者は、次の(ア)及び(イ)について、農林水産省の依頼に応じ、迅速かつ確実に対応すること。

(ア) 農林水産省が調査票データ、集計値等の確認を求めた場合は応じること。

(イ) 農林水産省から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査客体に対して疑義照会を行い、修正が生じた場合は調査票の内容の修正を行うこと。

4 実施期間

平成22年11月1日から平成26年1月末日まで

5 国に対して報告すべき事項、秘密を適切に取り扱うために必要な措置その他の委託業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が構すべき措置

(1) 報告について

ア 民間事業者は次の(ア)～(オ)について農林水産省に報告する。また、農林水産省は、報告を受け、業務の適切かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

(ア) 問い合わせ・苦情等対応状況(毎月20日、25日)

(イ) 受付・督促状況(毎月20日、25日)

(ウ) 疑義照会状況(毎月20日、25日)

(エ) 勤務体制表(毎月25日)

(オ) 事業報告書

平成23年調査：平成24年1月末日

平成24年調査：平成25年1月末日

平成25年調査：平成26年1月末日

イ 農林水産省は、民間事業者から報告を受けたアの実施結果について取りまとめの上、調査年の翌年の5月末日までに公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

(2) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等(公知の事実等を除く。)及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(3) 業務の開始及び中止

ア 民間事業者は、締結された契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

- イ 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。
- (4) 公正な取扱い
- ア 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。
- イ 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。
- (5) 金品等の授受の禁止
- 民間事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。(ただし、調査客体に対する謝礼を除く。)
- (6) 宣伝行為の禁止
- ア 民間事業者及び本業務に従事する者は、「農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課」や「木材価格統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。)及び当該自ら行う業務が木材価格統計調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。
- イ 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。
- (7) 事業の同時実施の禁止
- 民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。
- (8) 記録・帳簿書類の保管
- 民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。
- (9) 権利の譲渡の禁止
- 民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
- (10) 実施状況の公表
- 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ農林水産省の承認を受けなければならない。
- (11) 再委託
- ア 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- イ 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法)について記載しなければならない。
- ウ 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託

に関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければならない。

エ 民間事業者は、上記イ又はウにより再委託を行う場合には、民間事業者が農林水産省に対して負う義務を的確に履行するため、再委託先の事業者に対し上記本項(2)～(10)に規定する事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ 上記イからエまでに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合には、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

カ 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。

(12) 請負内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

(13) 契約の解除等

農林水産省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 法第22条第1項第1号イからチまで又は同項第2号に該当するとき。

イ 暴力団員を業務の統括者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ウ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

なお、本規定により農林水産省が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を農林水産省に納付しなければならない。

(14) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省とが協議するものとする。

(15) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）その他関係法令を遵守するものとする。特に統計法は第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

6 契約により民間事業者が負うべき責任

(1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 農林水産省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分

に限る。)について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

- (2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。
- (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、本契約に定める納入期限を遅延したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年5パーセントの割合で計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

7 民間事業者の委託業務の実施体制及び実施方法

- (1) 本事業の実施に当たっては、調査実施責任者1名、調査業務担当責任者1名、業務担当者3名の5名を基本要員とし、要員の不足が予測される場合には4名を支援要員として従事させ、合わせて9名を配置。
- (2) 個々の調査客体の実情を整理した「調査客体情報」を督促・疑義照会の際に活用し、効率的・効果的な業務運営を実施するとともに100パーセントの調査票回収及び調査客体との良好な協力関係の維持に努めるため還元資料を配付。